

※この新歓レギュレーション 2026 年度改定案に記載された制限や条件の変更は、
新歓レギュレーション 2026 年度版が発効されるまで無効です。

横浜市立大学新入生歓迎・新規構成員勧誘活動

レギュレーション 2026 年度改定案

Ver.2026.0.X.X

横浜市立大学学生自治会中央委員会 執行部

新歓事業部 監督課

1, 総則

横浜市立大学新入生歓迎・新規構成員勧誘活動レギュレーション(以下「新歓レギュレーション」といいます。)は、大学に入学するすべての新入生を脅威から保護することを最大の目的として設定しています。また、新歓活動を行う団体間の公正性を確保することも、新歓レギュレーションの設定目的の一つです。

以上の目的を達成するため、新歓レギュレーションを遵守することを、**横浜市立大学学生自治会中央委員会(以下「本会」といいます。)**に所属する**全会員**と横浜市立大学の全公認団体及び横浜市立大学金沢八景キャンパス・鶴見キャンパス・舞岡キャンパス・みなとみらいサテライトキャンパスで活動を行うすべての学生・団体に求めます。

新歓レギュレーションに違反した団体や学生は、公認取り消しやサークル降格、連合会除名、公認申請の却下、活動停止などのペナルティを受ける場合があります。

新歓レギュレーションは破棄又は更新の決定がなされない限り有効です。新歓レギュレーションが更新された場合は、その旨と閲覧方法を本会掲示板(YCU スクエア 1F)に掲示します。また、公認団体には連合会経由やメールで伝達するほか、本会 SNS や HP にその旨を掲示しますので、情報を常にご確認ください。連絡を見落とした上で、更新されたレギュレーションに違反した場合、見落とした団体及び個人の責任として問題が取り扱われる可能性がありますので、ご了承ください。

以下、金沢八景キャンパス・福浦キャンパス・鶴見キャンパス・舞岡キャンパス・みなとみらいサテライトキャンパスと記載し示すキャンパスは、すべて横浜市立大学のキャンパスを示すものとします。また、新歓レギュレーションに記載の日時はすべて日本時間とします。

※この新歓レギュレーション 2026 年度改定案に記載された制限や条件の変更は、
新歓レギュレーション 2026 年度版が発効されるまで無効です。

2, 新歓レギュレーションにおける定義

新歓レギュレーションにおいて、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるとおりとします。

1, 新入生歓迎・新規構成員勧誘活動(以下、「新歓活動」といいます)

次に示す一切の企画及び行為です。なお、本定義において実施場所や媒体及び各団体の宣伝の有無は問いません。

- (1) 団体非構成員を主な対象とした企画
- (2) 団体非構成員が団体の活動に参加する企画
- (3) 団体非構成員を対象とした団体の説明会
- (4) 団体非構成員が団体構成員及び非構成員と交流する企画
- (5) 団体非構成員に対し団体への入会を促す行為
- (6) 団体非構成員に対し団体の情報を提供する行為
- (7) その他当事者が新歓活動の一環と認識して参加した一切の行為
- (8) 本会執行部新歓事業部が新歓活動であると判断した活動

次に示す企画・行為は新歓活動としてみなしませんが、ただし、各活動の内部で先述した新歓活動に含まれる企画・行為を行う場合、**新歓活動に含まれる企画部分**のみを新歓活動として取り扱います。

- 1、大学生に限らず社会人や地域住民、中高生など、広い範囲の人々を対象にした企画・行為

3, 新歓活動の規制

新歓特例許可団体(「4, 新歓特例許可団体について」を参照。)を除く団体又は個人に対し、**横浜市立大学の規定により新歓活動において以下の行為を行うことが禁止されています。**

- 1、横浜市立大学の敷地内での新歓活動(門外の敷地内歩道等を含む)
- 2、横浜市立大学の名称を使用した新歓活動
- 3、団体名や SNS アカウントの名称に「横市」や「YCU」を冠するなど、横浜市立大学公認団体と誤認させる活動
- 4、横浜市立大学のロゴマークや「ヨッチー」等、横浜市立大学の知的財産を使用した新歓活動

※この新歓レギュレーション 2026 年度改定案に記載された制限や条件の変更は、
新歓レギュレーション 2026 年度版が発効されるまで無効です。

4, 新歓特例許可団体について

「3, 新歓活動の規制」に示された新歓活動を行うことができる団体は、以下の通りとします。
次に示す団体は、新歓特例許可団体として取り扱います。新歓特例許可団体の一覧は公示します。

- ①第 1 号新歓特例許可団体 横浜市立大学金沢八景キャンパス所属公認団体
- ②第 2 号新歓特例許可団体 横浜市立大学福浦キャンパス所属公認団体
- ③第 3 号新歓特例許可団体 本会執行部新歓事業部が個別に指定した団体
- ④第 4 号新歓特例許可団体 その他本会執行部新歓事業部に申請し個別に許可された団体

第1号新歓特例許可団体及び第2号新歓特例許可団体は、横浜市立大学からの情報提供に基づき、自動的に新歓特例許可団体に登録されます。

第2号新歓特例許可団体の新歓活動は、新歓レギュレーションと福浦キャンパス又は横浜市立大学医学部で規定される新歓規定類との競合があった場合、後者を優先して適用するものとし、新歓レギュレーションは競合範囲において効力を一部制限します。

第3号新歓特例許可団体は、本会執行部新歓事業部が指定した個別の特定団体をいいます。

第4号新歓特例許可団体は、本会執行部新歓事業部に個別に申請し許可を得た団体です。
第4号新歓特例許可団体になることを希望する団体は、別に定める所定の手続きにより本会執行部新歓事業部に申請を行う必要があります。

第4号新歓特例許可団体の許認可においては、その権利及び規制類を一部制限もしくは緩和した条件付き許可とする場合があります。なお、本会執行部新歓事業部は必要に応じ、特定の団体を第4号新歓特例許可団体として認定することができます。

新歓特例許可団体の資格を欠格した場合、再度その資格を得るまでは新歓特例許可団体として取り扱われません。

5, 新歓活動を行える期間

新歓活動を次の期間に行うことを禁じます。

【在学生・大学及び専門学校及びそれに類する学校に現に在籍する者 対象】

新歓活動を禁止する期間を設けません。

【新入生・大学及び専門学校等に入学予定であるすべての者 対象】

入学年度の横浜市立大学の入学式が終了する前

※この新歓レギュレーション 2026 年度改定案に記載された制限や条件の変更は、
新歓レギュレーション 2026 年度版が発効されるまで無効です。

ただし、次に示す形式の新歓活動は「先行新歓活動」と規定し、先述した期間の定めによらず行うことができます。

- 1, インターネット上での新歓活動
- 2, 本会執行部新歓事業部が管理するオンラインコミュニティ内での新歓活動

先行新歓活動で行えるのは、インターネット(オンライン)上での新歓活動のみです。対面での新歓活動が行えるのは、入学式の終了後であることに注意してください。

6, 迷惑行為

次の行為は迷惑行為と規定し、一律に禁止します。

- 1、飲食物を許可なく配布及び販売する行為
(行政又は保健所の許可を受けた飲食店で食事を行うこと及び市販かつ個包装の飲食物配布を除く)
- 2、飲食物を包装されていない状態で配布及び販売する行為
- 3、物品の贈与や体験、食事会への招待など、団体非構成員に対する一切の行為に対して、金銭や入会の確約など、見返りを要求する行為
- 4、法令や条例、横浜市立大学学則、自治会各種規定及びそれに類する規定類に違反する一切の行為
- 5、個人が特定できる顔写真や名前等の個人情報、個人本人の許可なく**収集又は公開**する行為
- 6、宗教勧誘やマルチ行為等、勧誘や交流、団体の活動の紹介を目的としない行為
- 7、攻撃的な発言やセクシャルハラスメントなど、公序良俗に反する一切の行為
- 8、学外での声掛け等、**団体又は団体構成員が**、団体非構成員からの自発的ではない新歓活動を行う行為
- 9、団体非構成員が本人の意思により新歓活動の場から去ることを委縮させる一切の行為
- 10、強引な誘い込み・連れ込みなどの行為**
- 11、横浜市立大学金沢八景キャンパス外である大学・金沢八景駅周辺の歩道等での**ビラ配り等**の新歓活動を行う行為

本規定は次の事項を回避することを目的として設定されています。

- ・マルチ商法や詐欺などを展開する悪質な団体と新入生が接触すること
- ・政治系団体や宗教系団体と新入生が非明示的及び新入生の意思に反して接触すること
- ・団体・個人間にトラブルが発生し、新入生の学生生活に支障が生じること

※この新歓レギュレーション 2026 年度改定案に記載された制限や条件の変更は、
新歓レギュレーション 2026 年度版が発効されるまで無効です。

- ・駅や歩道などの公共の場所での新歓活動によって利用者や通行者の妨げとなること
や騒音等で、地域住民の迷惑となること

7, 実地での新歓活動についての注意

実地で新歓活動を行う場合、保険の適用や新入生保護の観点から、次の事項を遵守してください。

- 1、参加者の学籍番号と名前、参加日を控える(体験会などの新歓企画・活動に参加する際に限る)
- 2、活動終了後の自主的な集まりへの参加を強制しない
- 3、参加者の意向による途中退出を拒まない

8, オンラインでの新歓活動についての注意

オンラインで新歓活動を行う際は、以下に示す事項を遵守してください。

- 1、新歓活動を主たる目的としていない新入生のオープンチャットや LINE グループ等で新歓活動を行わないこと
- 2、Zoom 等の新歓活動において、参加者のプライバシーに配慮し、秩序とセキュリティを保つこと
- 3、Zoom 等を利用する際は、そのリンクや URL を、SNS や HP 等、不特定多数が閲覧できる場所及び媒体において公開しないこと

9, 個人情報等の収集についての注意

個人情報等を収集するときは、以下の点に注意してください。

- 1、個人情報や連絡先等を収集する際は、必ずその使用目的を収集対象者に明示したうえで、了解を得てください。
- 2、収集する個人情報や連絡先等は必要最低限に留めてください。
- 3、収集した個人情報や連絡先等の管理は不正利用や流出等情報提供者の不利益になることのないよう厳重に行ってください。

10, SNS やHPの運用についての注意

- 1、団体の SNS や HP の運用は、以下の点を参考にモラルを守った発信を心がけてくださ

※この新歓レギュレーション 2026 年度改定案に記載された制限や条件の変更は、
新歓レギュレーション 2026 年度版が発効されるまで無効です。

い。

- ・他人が不快になる内容でないこと。
- ・他人の財産、プライバシー等を侵害するものでないこと。
- ・犯罪に結びつく、又は助長させるものでないこと。
- ・暴言、卑猥な表現等、公序良俗に反するものでないこと。
- ・他人の名誉を毀損し、又は他人を誹謗中傷するものでないこと。
- ・著作権など知的財産権を侵害しないこと。

2、団体や団体構成員の紹介等を行う際の個人情報の取り扱いは、「9、個人情報の収集について」に準じてください。

特に活動風景の写真や部員紹介は、該当する団体構成員に必ず許可を得た上で、個人情報(名前・学部・個人の特定ができる写真・その他プライベートな情報)の取り扱いには、十分注意してください。

11、ビラ・配布物類について

新歓活動の一環とみなされるビラ及びそれに類する物品(以下「配布物類」といいます。)の配布は、事前に申請をし、本会執行部新歓事業部に許可された物品のみ、指定期間において認めます。許可をした配布物類に対しては、許可番号が発行されます。

配布物類には、記載免除の申請及び許可がない限り、許可番号を紙面上で視認できる形で指定の様式により記載する必要があります。許可番号の記載様式は「横浜市大配布許可番号XXXX-XXXX」とします。配布物類における具体的な申請手法は別途案内します。

新歓レギュレーションに反する配布物類及び新歓レギュレーションに反する活動に誘導する配布物類は、配布の許可を行いません。

配布物申請により配布を許可された配布物は、次の場所で配布を行うことができます。

- 1、各団体の活動場所(ただし配布対象者は活動見学者又はビラの受け取り希望者に限る)
- 2、「HANAMICHI」等、本会執行部新歓事業部が運営する配布物類の配布を許可するイベントにて指定された場所

補則

本会執行部新歓事業部等による配布物類の配布を許可するイベントでは、新歓レギュレーションの規定とは別に配布物類に関する規定が設けられる場合があります。その場合、個別の規定

※この新歓レギュレーション 2026 年度改定案に記載された制限や条件の変更は、
新歓レギュレーション 2026 年度版が発効されるまで無効です。

を満たした配布物類のみ配布が可能です。

12,ポスターについて

本校舎及びシーガルセンターの掲示板、YCU スクエア 1F の課外活動掲示板へのポスター掲示は、**横浜市立大学の規定する**課外活動のルールに従ってください。

なお、課外活動のルールに違反する行為が確認された場合、新歓レギュレーション違反とみなされる場合があります。また、課外活動のルールに基づく申請を行ったポスターの掲示であっても、その内容に新歓レギュレーションに違反する内容があった場合、新歓レギュレーション違反とみなされる場合があります。

また、掲示するポスターには、団体の連絡先(SNS やメールアドレスなど)を記載することを推奨しています。

13,その他全体に係ることについて

- 1、本会執行部新歓事業部が許認可を行う際は、必ず何らかの連絡又は通達を行います。応答がない場合は許可したと判断しないように願います。
- 2、可能な限り速やかに返信を行います。3 日ほど返信がなかった際は、リマインドをお願いいたします。
- 3、新歓関連業務の支障となる過剰なお問い合わせ及びご連絡への対応は、その対応を取りやめることに支障がなく、客観的に見て合理的であると判断した場合、中断することがあります。
- 4、新歓特例許可団体が企画した、他大学の学生を対象とした新歓活動等において、トラブル等が発生した場合、当該大学の法人や自治団体と連携し、その状況に応じて新歓レギュレーションに照らし合わせて何らかの対応を取る場合があります。

14,違反行為に対する措置

- 1、本会執行部新歓事業部は、**新歓レギュレーションに違反する行為を確認又は発見した場合**には、**違反行為を行っている団体及び個人に対して、警告をすることができます。**

※この新歓レギュレーション 2026 年度改定案に記載された制限や条件の変更は、
新歓レギュレーション 2026 年度版が発効されるまで無効です。

2、本会執行部新歓事業部は、1により警告を受けた団体又は個人が、新歓レギュレーションに違反する行為を中止しない場合には、当該行為を直ちに実力で制止することができます。

3、本会執行部新歓事業部及び横浜市立大学は、新歓レギュレーションに違反した団体及び個人に対し、違反の程度に応じて次のペナルティを科すことがあります。

- ・違反団体名・違反者氏名を伏せて違反事案が発生したことの公表
- ・違反団体名・違反者氏名及び違反内容の公表
- ・学内施設予約の取り消し
- ・部室の利用停止
- ・団体の活動停止
- ・連合会除名勧告
- ・部活動のサークル降格
- ・団体の公認取り消し
- ・その他新歓レギュレーション設定団体及び横浜市立大学が協議し決定したペナルティ

ペナルティの設定には次の目的があります。

- ・新入生の直接的な保護(新入生と団体を引き離して新入生の安全を確保するなど)
- ・新入生の間接的な保護(入会を検討する際の判断材料の一つとして情報提供するなど)
- ・他団体との公平性確保(不適切行為で優位に立った分を他団体と補正するなど)
- ・不適切行為の抑止(新歓レギュレーションの遵守促進)

ペナルティを科す事案が発生した際、本会執行部新歓事業部は横浜市立大学に情報提供を行う場合があります。

4、2及び3に定める違反行為の制止後及びペナルティを課す場合は、その行為を行った団体又は個人から事情を聴取することがあります。

15.新歓関連企画のレギュレーションについて

1、新歓活動に関連した各連合会・自治会組織主催の企画については、その企画をした各連合会・自治会組織が、新歓レギュレーションとは別途に規定を定めます。各企画において生じたトラブルは、原則として各企画で設定された規定に基づき所管団体が対応するものとします。

2、新歓活動に関連した本会執行部新歓事業部が所管する企画及びそれに関連する対応は、新歓レギュレーションに準拠するものとします。

※この新歓レギュレーション 2026 年度改定案に記載された制限や条件の変更は、
新歓レギュレーション 2026 年度版が発効されるまで無効です。

16,移行期間について

新歓レギュレーションの Ver.2025.1.0.1 及び Ver.2026.0.X.X は、公開日(2月 X 日)
から 2月 Y 日を移行期間とします。

移行期間中において、旧規定に基づく新歓活動を継続しており、対応が間に合わなかった等、
やむを得ない事情の元で行われた新歓レギュレーション違反行為は、新歓レギュレーション公
開直後の対応状況を加味し、原則として特例対応扱いをし、違反したものと取り扱いません。
ただし、以下の行為は特例対応の対象外と取り扱われ、違反とみなされる可能性があります。

- 1、新入生や学生に著しく危害を加える恐れのある行為
- 2、既存の新歓規定等においても違反とみなされる行為
- 3、法律や条例、大学各種規定に違反する行為
- 4、移行期間の存在を逆手に取り違反行為を移行期間において意図的に実施したと客観的
かつ合理的に判断される違反行為

また、以下の規定については移行期間の特例対応の対象外となります。

- 1、新歓活動を行える期間
- 2、ビラ・配布物類に関する規定
- 3、個人情報等の収集について
- 4、特例対応の対象外となる行為の違反が確認された際のペナルティ付与

17,新歓レギュレーションの適用期間について

新歓レギュレーションの適用期間については、新歓レギュレーションが改定される場合、又は
廃止される場合を除き、継続的に有効です。

附則

新歓レギュレーション Ver.2026.0.X.X は、2026 年2月 X 日 0時より施行され、本会が
制定した旧来の新歓マニュアル及び新歓レギュレーション(以下「新歓規定類」)は同時に無効と
なります。